

(システム施行)

保 体 号 外
令和8年5月20日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長
高校教育課長
生涯学習課長
(公印省略)

部活動の遠征等における安全確保について (通知)

このことについて、スポーツ庁地域スポーツ課長外3者から別添のとおり通知がありましたので、承知願います。

令和8年5月12日付け保体号外及び本通知を改めて確認いただき、児童生徒の安全確保及び事故防止に万全を期すよう、各学校において適切に対応願います。

記

- 1 移動も含めた校外活動を行う際には、児童生徒の安全確保を最優先とし、事故防止に万全を期すこと。
- 2 事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急連絡体制、対応方法等について、関係教職員及び保護者間で共有すること。
- 3 各校の「危機管理マニュアル」の記載内容を確認し、必要に応じて改訂等を行うこと。
 - ・校外活動中の事故について、事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して各学校の危機管理マニュアルに記載すること。その際、安全管理と安全教育の両面から取組を行うこと。

< 8 参考資料(3)参照 >

<記載例>

事 前：無理のない移動であるかどうか（移動手段、移動距離、移動時間、運転者等）

発生時：生徒の安全確保と生命維持を最優先にした対応、緊急連絡体制の確保等

事 後：被害・加害生徒の心のケア、学校設置者への報告等

- 4 事業者に貸し切りバス等の運行を依頼する場合は、国から許可を受けた者と適切に契約を行うこと。
- 5 長距離や長時間の移動を伴う遠征等については、学校教育活動の一環である部活動としての必要性について検討すること。遠征等を行う場合には、遠征の目的や行程、移動手段、費用等を事前に保護者へ書面で提示し、承諾を得ること。
- 6 事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置（応急手当を含む）や119番通報、管理職への報告、保護者への連絡等を迅速かつ適切に行うこと。
- 7 部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、顧問の教師等任せにせず、管理職等を含めた学校組織全体で対応に当たること。

8 参考資料

- (1) 「移動を伴う部活動の事故防止について（令和8年5月12日付け保体号外）」

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kenritugakkoutyouate.pdf>



- (2) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（国土交通省物流・自動車局）」

<https://www.mlit.go.jp/common/001157264.pdf>



- (3) 「学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年 文部科学省）」（抜粋）

<担当>

保健体育安全課学校体育班	門脇
電話：022-211-3667	
保健体育安全課学校安全防災班	安田
電話：022-211-3669	
高校教育課学校経営・生徒指導班	建部
電話：022-211-3626	
生涯学習課協働教育班	石川
電話：022-211-3690	